**平成２８年度　（公財）佐賀県体育協会事業計画**

**【公益目的事業】**

**[事業の構成]**

本事業は、５つの事業で構成される。

１．選手強化に関する事業

1. 競技スポーツ対策事業
2. スポーツ指導者養成等事業
3. 海外大会に参加する選手・指導者への奨励金支給
4. 優秀選手表彰

２．国民体育大会の開催協力に関する事業

1. 国民体育大会への派遣
2. 国体出場選手に対する学習会等の開催
3. 国体へのスポーツドクター、トレーナーの派遣

３．選手強化のための環境整備に関する事業

1. 未普及競技支援
2. スポーツ奨学金給付事業

４．スポーツに関する普及啓発・人材養成事業

1. スポーツ指導者等の養成を目的とした研修の実施
2. スポーツの指導者の養成を目的とした研修会参加の助成
3. 地域のスポーツの活性化のための総合型地域スポーツクラブの支援
4. 広報活動・表彰事業

５．スポーツ大会等の開催補助事業

1. スポーツ少年団活動支援
2. スポーツ国際交流活動
3. 県民スポーツ振興活動

**【事業の目的】**

本協会は、本県におけるスポーツの統一組織として、その社会的役割の重大さを認識し、スポーツの意義と県内外におけるスポーツの動向を踏まえ「県民スポーツの振興」及び「競技力の向上」につとめるとともに、加盟団体をはじめ関係機関・団体との連携・強化を図り、次の事業を積極的、効果的に推進する。

**【事業の概要】**

選手及び指導者の育成を図るとともに国民体育大会などへ選手を派遣し、競技力の向上を目的とした事業及びスポーツに参加する機会を提供し、本県スポーツの振興を図り健康で生きがいのある県民生活へ寄与することを目的とした事業である。

**〔個別の事業の内容〕**

**１．選手強化に関する事業**

【趣旨】

佐賀県内の競技団体や選手、中学校・高等学校の運動部活動を支援し、全国大会等で県勢が活躍すれば

一般県民や当該各競技団体に関係する不特定の者がスポーツに対し機運を高めることを目的としている。

【事業内容】

　**（１）競技スポーツ対策事業**

**１）ポテンシャルアスリート事業（休止）**

（内 容） 国内で開催される各競技団体の最高峰の大会（以下全日本選手権等）で、入賞者を輩出する

ために実施される強化事業費（合宿・強化練習、指導者招聘、遠征等）を補助する。

（対 象 者）指定競技団体

　　　　　　　　※指定競技団体とは過去３年間における競技実績等から全国大会での入賞が見込まれる

　　　　　　　　　と判断した団体（競技力向上委員会が実績からピックアップした団体）

　　　　　　　　※競技団体とは県体協に加盟している全ての競技団体

　（対象経費）報償費、旅費、需用費、負担金、使用料及び賃借料

　　　（補 助 額）補助金申請に基づき、指定競技団体の活動内容と申請金額の妥当性を競技力向上委員会で

審査し決定する。

（選考方法）

　　　　　　選考委員：競技力向上委員会（理事５名・加盟競技団体６名・学識若干名・事務局等若干名）

　　　　　　選考基準：過去３年間の全国中学校体育大会、全国高校総体、日本選手権、国民体育大会

　　　　　　　　　　　の入賞回数によってランキング化して判断。

　　　　　　　　　　　・直近のオリンピックの出場者を輩出

　　　　　　　　　　　・期待が見込める団体競技

　　　　　　　　　　　・国体の成績を考慮

　　　　　　　　　　　　以上を考慮して、競技団体へ傾斜配分する。

　　　　　　最終決定者：理事長

**２）ジュニアアスリート育成事業（休止）**

（内 容） 中学校体育連盟の各競技団体の底辺の底上げと有望な選手の育成にかかる費用を支援

する。

（対 象 者）中学校体育連盟

　（対象経費）報償費、旅費、需用費、負担金、使用料及び賃借料

（補 助 額）補助金申請に基づき、中学校体育連盟の活動内容と申請金額の妥当性を競技力向上委員会で審査し決定する。

（選考方法）

　　　　 　選考委員：競技力向上委員会（理事５名・加盟競技団体６名・学識若干名・事務局等若干名）

選考基準：中学校体育連盟により各競技団体への一律配分に加え、全国中学校体育大会等における競技実績に基づく傾斜配分が適切になされているか。また、ジュニア層の育成が見込まれる事業計画となっているか。

　　　　　　　　　　（中学校体育連盟が実施する中学校運動部への助成については、中学校体育連盟に一任し、結果の認定方法については、文書で報告書を受けて確認する。）

最終決定者：理事長

　**３）コーチ研修会支援事業（休止）**

　　　 （内　 容） 希望する競技団体のスポーツ指導者が、同じ種目の障害者スポーツへ関心を高めながら障害者の選手も指導できるようにするための研修会や開催事業の経費を補助する。

（対 象 者）競技団体

（対象経費）報償費、旅費、需用費、負担金、使用料及び賃借料

（補 助 額）補助金申請に基づき、希望する競技団体の活動内容と申請金額の妥当性を競技力向上委員

会で審査。

（選考方法）

　　 　 　選考委員：競技力向上委員会（理事５名・加盟競技団体６名・学識若干名・事務局等若干名）

選考基準：障害者スポーツの指導者育成につながる事業計画となっているかなどを判断。

　　　　 　最終決定者：理事長

**４）スタッフ育成支援事業**

　　　 （内　 容）　トレーナー、ドクター、薬剤師や栄養士の方が、ＪＯＣ等が実施する専門の研修会や直接個別研修に参加する費用や研修会の開催経費を補助する。

　　（対 象 者）スポーツ医・科学委員会各部会及び加盟競技団体からの推薦を受けた者

（対象経費）報償費、旅費、負担金、需用費、使用料及び賃借料

（補 助 額）補助金申請に基づき、被推薦者の活動内容と申請金額の妥当性をスポーツ医・科学委員会

で審査。

（選考方法）

　　　　　 　選考委員：スポーツ医・科学委員会

　　　 　　　選考基準：トレーナー等のスキルアップが見込まれる各部会の事業計画となっているかを判断する。

　　　　 　　最終決定者：理事長

**５）競技用具購入助成事業（休止）**

　　　　（内　 容）　競技成績の向上が見込める競技団体のうち、高額な経費を要する加盟競技団体の競技用具購入費を補助する。

　　（対 象 者）購入・・・加盟競技団体が競技用具を購入

（対象経費）需用費、使用料及び賃借料、備品購入費

（補 助 額）補助金申請に基づき、加盟競技団体の活動内容と申請金額の妥当性を競技力向上委員会で審査し決定した。

（選考方法）

選考委員：競技力向上委員会（理事５名・加盟競技団体６名・学識若干名・事務局等若干名）

　　　　　　選考基準：３年～５年間の全国大会における入賞実績

　　　　　　最終決定者：理事長

**６）競技用具運搬費助成事業**

　　　　（内　 容）競技成績の向上が見込める競技団体のうち、器具運搬の経費が高額な加盟競技団体に

補助する。

　　（対 象 者）運搬・・・加盟競技団体に補助

（対象経費）需用費、使用料及び賃借料

（補 助 額）補助金申請に基づき、加盟競技団体の活動内容と申請金額の妥当性を競技力向上委員会で審査。

（選考方法）

選考委員：競技力向上委員会で審査し、申請があった場合は理事長が判断する。

　　　　　　 選考基準：３年～５年間の全国大会における入賞実績

　　　　　　　最終決定者：理事長

**（２）スポーツ指導者養成等事業**

　＜内容＞

**１）トップアドバイザー招聘事業**

（内 容） 競技団体が国内外の優れた指導者を招聘し、直接アドバイスを受ける研修会の経費を補助する。

　　（対 象 者） 競技団体

（対象経費） 報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料

（補 助 額） 補助金申請に基づき、競技団体の活動内容と申請金額の妥当性を競技力向上委員会で審査。

（選考方法）

選考委員競技力向上委員会で審査し、申請があった場合は理事長が判断する。

　　　　　　　選考基準:３年～５年間の全国大会における入賞実績

　　　　　　　最終決定者:理事長

　　**２）スポーツコーチ育成事業**

　　　　（内 容）競技団体が県内の指導者を国内外のすぐれた指導者のもとへ派遣して、指導方法や技術等を学び、最新の情報を収集するための研修経費を補助する。また、競技団体の指導者をＪＯＣや中央競技団体等が実施する講習会や研修会等に参加する経費を補助する。

　　（対 象 者）全競技団体

（対象経費）旅費、負担金

（補助額）　補助金申請に基づき、競技団体の活動内容と申請金額の妥当性を競技力向上委員会

で審査。

（選考方法）

選考委員：競技力向上委員会で審査し、申請があった場合は理事長が判断する。

　　　　　　選考基準：各競技団体から推薦された中心的指導者の「全国大会における入賞者を育成できる指導者の養成が見込まれる事業計画となっているか」を審査する。

　　　　　　最終決定者：理事長

**（３）海外大会に参加する選手・指導者への奨励金支給**

（内 容） 県内競技団体に所属する選手及び指導者等が、海外で開催される公式競技会等に日本代表として参加する場合に奨励金を支給する。

　　 （対 象 者） 佐賀県内の競技団体に所属する選手及び指導者等

（支 給 額） 海外遠征激励費支給事業要綱により、奨励金は一人当たり５万円として規定している。

（周知方法） 競技団体に文書で通知

（選考方法）

選考委員：競技力向上委員会で審査し、申請があった場合は理事長が判断する。

　 　選考基準：海外遠征奨励費支給事業要綱に規定するオリンピック大会、アジア大会等の対象となる大会であるか否かを審査

最終決定者：競技団体から申請があったものについて理事長が決定する。

**（４）優秀選手表彰**

（内 容）国民体育大会の正式競技において8位までに入賞した選手及びチームの指導者の表彰を

行う。

（対 象 者）国民体育大会に参加した選手及びチーム、指導者等

（選考方法）

選考委員：競技力向上委員会で審査し、表彰基準に照らし理事長が判断する。

　　　　　選考基準：国民体育大会入賞者表彰規程に定める表彰基準（国民体育大会の正式競技において8位までに入賞した選手及びチーム、指導者）に合致しているか否かを審査。

最終決定者：　理事長

　　【事業実施の体制】

　　　 佐賀県及び競技団体と、強化対象の団体・選手の推薦や経費補助対象団体の推薦、経費の実績報告などの連携をとり、当協会が最終選考及び給付・表彰を行っている。

　　　【事業実施の財源】

　　　　　補助金、

　　　（補助金の内容）

名　称：（公財）佐賀県体育協会運営事業費補助金

目　的：国民体育大会正式種目の事業計画に基づく選手強化に必要な経費の一部を補助する。

**２.国民体育大会の派遣に関する事業**

　【趣旨】

　国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体

力向上を図る大会であり、佐賀県の選手等の派遣や活躍した選手の奨励をすることにより、佐賀県内

の競技力の向上とスポーツ振興に寄与することを目的としている。

　【事業内容】

**（１）国民体育大会への派遣**

（内　　容）　公益財団法人日本体育協会(以下「日本体育協会」)及び各都道府県体育協会と連携し、国民体育大会や国体九州ブロック大会の各競技大会へ選手、役員等を派遣する。

なお、派遣に当たっては、佐賀県選手団のユニフォーム購入補助や国体選手候補者に国民体育大会候補選手証を発行し施設利用料を免除し、体育施設の年間利用計画を調整することにより、競技団体及び選手の練習効果を高めるとともに、強化練習会場での競技団体及び選手の激励や国体結団式及び入賞者監督表彰式を行い、国体参加の意識の高揚を行う。

（対 象 者）国民体育大会に参加する選手、監督、役員

　　　（周知方法）ホームページ等で開催競技、日程などを周知。

　　　（派遣選手の選考方法）

選考委員：競技力向上委員会で審査し、申請があった場合は理事長が判断する。

　　　　　　選考基準：各競技団体より申請された選手を国民体育大会要綱に定める出場資格（日本国民で有るか。県大会及び九州ブロック大会に参加しこれを通過した者であるかなど）を満たしているか否かを審査。

　　　　　　最終決定者：理事長

　**（２）国体出場選手に対する学習会等の開催**

（内 容）国体へ参加する選手に対してアンチ・ドーピングに関する学習会を年2回、国体結団式

（秋季、冬季)時に実施する。

（対 象 者）国民体育大会に参加する選手、監督、役員。

　　　　（時　 間）１回４０分

　　　　（講　 師）本会のアンチ・ドーピング部会に所属する医師・薬剤師・管理栄養士等

**（３）国体へのスポーツドクター、トレーナーの派遣**

　　　（内　容） スポーツドクター等は、選手の応急処置を行う役割を担っており、国体参加選手及び本部役員編成基準によりスポードクター等の帯同を義務づけられている。このため、当協会のスポーツ医・科学委員会規程により推薦されたスポーツドクター、トレーナーが、国体に参加する佐賀県選手団に帯同する。

　　　　 なお、ドクター部会、トレーナー部会を当協会内に設け、スポーツドクター等の自己研修の場

として提供し、帯同するスポーツドクター等の知識の向上につなげている。

　　　　（事業の対象）国民体育大会に参加スポーツドクター等

　　　　（派遣者の選任）当協会のスポーツドクター部会規程による推薦について、理事長が決定。

【事業実施の体制】

　　　　　日本体育協会及び他の都道府県体育協会、佐賀県、佐賀県内の各種スポーツ団体と運営に関する

スケジュール、競技開催の調整等の連絡を取り、当協会が派遣及び学習会を実施している

【事業実施の財源】

　　　　　補助金、負担金、雑収入

（補助金の内容）

名　称：「国民体育大会派遣事業費補助金」

目　的：国民体育大会に出場するための必要な経費を支給する。

**３.選手強化のための環境整備に関する事業**

【趣旨】

競技人口の少ない競技団体への支援や県外から本県の高校に入学した高校生に対しスポーツ奨学金を支給して、越境入学に伴う寮生活等の経済的負担を軽減させることにより、選手強化の環境を整備し、競技力の向上とスポーツの振興に寄与することを目的としている。

　【事業内容】

　　**（１）未普及競技支援**

　　　＜内容＞

　　　**１）未普及競技の育成及び組織整備支援事業**

　　　（内　　容）　佐賀県内において競技人口が少ない競技の競技団体（未普及競技団体）は、会員数が少なく、又、予算規模も小さい為、対外試合や上位団体への選手登録費がままならない状況のため、助成の応募を行い、助成対象団体、助成額ともに競技力向上委員会で決定して、運営費に対する助成を行う。

　（対 象 者） 未普及競技育成事業要綱に基づき指定した競技団体

（対象経費） 報償費、旅費、需用費、負担金、通信運搬費、役務費、使用料及び賃借料

（補 助 額）　補助金申請に基づき、未普及競技育成事業要綱に基づき指定した競技団体の活動内容と申請金額の妥当性を競技力向上委員会で審査

　（選考方法）

選考委員：競技力向上委員会で審査し、申請があった場合は理事長が判断する。

　　　　　選考基準：未普及競技育成事業要綱に基づき、加盟団体のうち、県内に競技人口が少ない団体から指定

　　　　　最終決定者：理事長

**２）チャレンジ・スポーツ教室開催支援事業**

　　　（内 容） 競技団体に助成の応募を行い、競技力向上委員会で競技人口の少ない競技種目の団体、助成額を決定して、競技人口の拡大や県全体の競技の底上げにつなげるスポーツ教室にかかる経費を補助する。

（対 象 者）チャレンジ・スポーツ教室開催支援事業補助金交付要綱に基づき指定した競技団体

（対象経費）保険料、役務費、需用費、使用料及び賃借料

（補 助 額）補助金申請に基づき、活動内容と申請金額の妥当性を競技力向上委員会で審査。

（選考方法）

選考委員：競技力向上委員会で審査し、申請があった場合は理事長が判断する。

　　　　　　選考基準：チャレンジ・スポーツ教室開催支援事業補助金交付要綱に基づき、加盟競技団体のうち、競技人口の少ない競技又は種目

　　　　　　最終決定者：理事長

**（２）スポーツ奨学金給付事業**

　　　（内　　容）県外から本県の高校に入学した全国8位入賞の実績、あるいはその可能性がある者に対

し、月額30,000円の奨学金を支給する。

（対 象 者）県外から本県の高校に入学した者

（支 給 額）月額30,000円

（選考方法）

選考委員：競技力向上委員会で審査し、申請があった場合は理事長が判断する。

　　　　　選考基準：対象者が入学した高校と競技団体からの推薦者で、全国8位入賞の実績又はその可能性があるもの

最終決定者：理事長

　 　 【事業実施の財源】

　　　　　　募金、基金運用利息、補助金

　　　　　（補助金の内容）

　　　　　　　　　・交付者：　佐賀県

　　　　　　　　　・名称　：　（公財）佐賀県体育協会運営事業費補助金

**４.スポーツに関する普及啓発・人材養成事業**

　【趣旨】

　　　　スポーツに関する普及啓発・広報活動・人材養成事業を広め、また、スポーツ指導者等に対する

　　　研修会・助成・表彰等を実施することにより県民のスポーツ振興及び競技力の向上を図る。

【事業内容】

**（１）スポーツ指導者等の育成を目的とした研修の実施**

＜内容＞

**１）公認スポーツ指導者(注1)養成講習会**（ﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ、空手）

（内　　容） 公認スポーツ指導者の資格を取得すための「公認スポーツ指導者養成講習会」を日本体育協会の委託で開催する。

（対 象 者）スポーツの指導者

（周知方法）加盟競技団体及び加盟団体に文書で日程等を連絡し講習会参加者を募っている。

　　 　 （受講者数）年間受講者は20名～30名程度

（科 目 数）共通科目35時間・専門科目40時間の受講が必要である。但し資格（上級他）によっては、受講時間が異なる。

　　　　（講 師）

・国・公・私立の大学、短期大学における教育実績を持つ者。

・社会体育系専門学校等における教育実績を持つ者。

・各科目の専門領域において、教育実績または研究実績を持つ者。

・中・高等学校における体育教員としての教育実績を持つ者。

・日本体育学会、日本体力医学会など体育・スポーツに関係する学会に所属する者　など

　　　　（実施体制）

・公益財団法人日本体育協会と公益財団法人佐賀県体育協会で講習会の日程等を決定

・本協会において、受講対象者への周知、受講者申込者への通知、講師の選定、会場の手配等を行い、開催する。

　　　　（受講料）なし

　　　　　（注1）スポーツ医・科学の知識を生かし「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えることができる者で、一定の講習会を受け、日本体育協会が認定したもの。

　　　**２）公認スポーツ指導者研修会**

（内　　容）公認スポーツ指導者の認定を受けた者に対して知識の維持・向上のための研修会を開催する。

なお、日本体育協会と当協会の共催事業である。

　　　　（対 象 者）公認スポーツ指導者の認定を受けた者

　　　　（周知方法）日本体育協会に登録された者に文書で通知している。

　　　　（受講者数）年間研修者は100名～150名程度。

（科 目 数）スポーツ一般4時間（講義3時間・研究協議1時間）

　　　　（講 師）

　　　　　　 ・国・公・市立の大学、短期大学における教育実績を持つ者。

　　　　　　 ・社会体育専門学校等における教育実績を持つ者。

　　　　　 　・各科目の専門領域において、教育実績または研究実績を持つ者。

　　　　　　 ・中・高等学校における体育教員としての教育実績を持つ者。

　　　　（実施体制）

　　　　　　 ・公益財団法人日本体育協会と公益財団法人佐賀県体育協会で講習会の日程等を決定

　　　　　 　・本協会において、受講対象者への周知、受講者申込者への通知、講師の選定、会場手配等を行い開催

（受 講 料）なし

　　　**３）スポーツ少年団リーダー養成講習会**

（内 容） スポーツ少年団(注2)の指導者として必要な実技や知識を深めるための研修会を年１回開催する。

（対 象 者）スポーツ少年団の指導者

（周知方法）各市町スポーツ少年団事務局よりスポーツ少年団の指導者に連絡し開催

　　　　（受講者数）30名程度

（科 目 数）スポーツ少年団の概要など14時間

　　　　（講 師）・県スポーツ少年団常任委員会（本部長他）

・スポーツトレナ―・栄養士・医者・小中の保健体育教員

　　　　（実施体制）

・本協会で日程、受講者への通知、講師の手配等行なって開催

・日体協で受講者の認定

　　　　（受 講 料）2,420円

　　　　　（注2）「多くの青少年にスポーツの歓び」及び「青少年の体と心を育てる組織を地域社会に」を目的に創設された組織。

**４）スポーツ少年団母集団育成等養成研修会**

（内　　容）スポーツ少年団を取り巻く保護者及び指導者（母集団(注3)）に対する研修会を毎年

２回開催する。

（対 象 者）スポーツ少年団の団員の保護者及び指導者

（周知方法）・各市町スポーツ少年団事務局よりスポーツ少年団の指導者に連絡し開催

　　 （受講者数）６０名程度

（科 目 数）少年期のスポーツ指導など４時間

　 （講　　師）・県スポーツ少年団常任委員（本部長他）

・小中の保健体育教員

　　 （実施体制）・県体協で日程、受講者への通知、講師の手配等行なって開催

（受 講 料）　1,000円

　　　　 （注3）保護者や指導者等のスポーツ少年団の活動を支える母体となる集団

**６）「スポーツ少年団ジュニアリーダー研修会」及び「競技別交流大会」**

（内 容）少年スポーツの普及発展を目指し、「スポーツ少年団ジュニアリーダー研修会」及び「競技別交流大会」を開催し、実技指導等を行う。

（対 象 者）スポーツ少年団員

（周知方法）・各市町スポーツ少年団事務局よりスポーツ少年団の指導者に連絡し開催

（期 間）毎年1回（2泊3日）

　　　　（科 目 数）・レクリエーションなど１６時間

　　　　（講 師）

　　　　　　　・県スポーツ少年団常任委員（本部長他）

　　　　　　　・スポーツ少年団リーダー会

　　　　（実施体制）

　　　　　　　・県体協で日程、受講者への通知、講師の手配等行なって開催

　　　　　　　・日体協で受講者の認定及び登録

　　　　（受講料）4,000円

**（２）スポーツの指導者の養成を目的とした研修会参加の助成**

＜内容＞

**１）認定育成員研修会参加費助成**

（内 容） 認定から４箇年経過したスポーツ少年団認定育成員(注4)に対し、全国団体が開

　　 催する更新研修会に参加する認定育成者の参加費を助成する。

（対 象 者）スポーツ少年団員認定育成員のうち、全国団体から受講指示（４年経過）のあ　　　　　　　　った者

（周知方法）認定から4年目にあたるスポーツ少年団認定育成員へ文書で通知

（助 成 額）一人当たり2,160円。当該年度に更新を迎える人数分を予算計上

（助成の決定方法）・認定から4年目にあたるスポーツ少年団認定育成員の全員

（注4）全国団体が主催するスポーツリーダー養成講習会（2日間）を受講して認定試験に合格した者

　　　　**２）スポーツ少年団指導者の全国研究大会等への参加費等の助成**

（内 容）少年スポーツ指導者の資質向上と望ましい指導体制の確立を目的として全国団体が開催する全国研究会等に参加するスポーツ少年団指導者の参加費を助成する。

（対 象 者）スポーツ少年団指導者

（周知方法）各市町スポーツ少年団事務局よりスポーツ少年団の認定指導者に文書で通知

　　　　 （助 成 額）一人当たり・開催地までの交通費及び宿泊料

（助成の決定方法）申請者の実績等を審査し理事長が決定

**３）中心的指導者に対する研修会等への参加経費の助成**

（内容）指導力向上を目的として大学等が開催する研修会やスポーツコーチアカデミー（注5）に

参加する各種競技の若手の中心的指導者(注6)の参加費を助成する。

（対象者）若手の中心的指導者

（周知方法）各種競技団体に対し文書で通知

（助成額）一人当たり（90,000）円

（助成の決定方法）・・・競技力向上委員会で審査し、推薦があった場合は理事長が決定する。

（注5）指導者の能力の相乗効果や拡大を図っていくこと。

（注6）各競技団体における卓越した指導力のある者で、各種競技団体からの推薦に基づき、本協会の競技力向上委員会が推薦した者

**（３）地域のスポーツの活性化のための総合型地域スポーツクラブの支援**

（内　　容） 総合型地域スポーツクラブとは、スポーツを取り巻く現状及び地域における社会問題を

解決するために従来の競技別の団体ではなく、地域毎の総合的なスポーツ組織である。

地域にスポーツ文化を根付かせるため、県内各地域に総合型地域スポーツクラブ設立に向けて、以下の支援活動を行う。現在、設立クラブ３０（休止1）

１）総合型地域スポーツクラブが自主的自発な活動ができるように、組織作りのための規約作り、運動助成金の申請助言、スポーツ指導者の情報提供等を行う。

　　　 　　　　２）設立した総合型地域スポーツクラブに対し、組織強化、活動の定着化ができるように総合型地域スポーツアドバイザーを地区に派遣（年約30回）し運営指導を行う。

　　　　　　　 ３）県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の研修会を年2回開催

（対 象 者）佐賀県内にスポーツクラブを設立しスポーツの普及を行う者

（周知方法）各市町担当者にクラブ設立の趣旨を啓発、啓蒙し、面談及び文書で連絡

（支援先の決定方法）未設立の市町から要請及び設立市町から要請

（実施体制）県クラブ育成アドバイザーの視察及びヒアリングにより日程等の決定を行う

　　　【事業実施の財源】

　　　　　　補助金(佐賀県　「一般事業費補助金」、日本体育協会「スポーツ組織整備費補助金」)、委託金

（補助金の内容）

交付者：佐賀県　　・名称：「一般事業費補助金」　　・目的：なし

交付者：日本体育協会　　・名称：「スポーツ組織整備費補助金」

目　的：アドバイザー研修旅費（東京都）を支給する。

**（４）広報活動・表彰事業**

　　　**１）広報活動事業**

　（内　　容）広報活動については、本協会だけでなく競技団体等が企画したキャンペーン活動、ス

ポーツ番組制作なども視野に入れて考えているのでその広報活動による事業内容を本協会の総務委員会で審査しながら、スポーツに対する県民の正しい理解と県民総スポーツの実現のためにスポーツ広報・事業展開を行う。

　　 　（対 象 者）広報活動の対象者：一般県民並びに関係諸団体、都道府県体育協会

　　　**２）表彰事業**（５０千円）

　　　　（内 容）本県体育・スポーツの健全な普及及び発展に貢献した団体及び個人に対して表彰を行う。

　 　　（対 象 者）表彰の対象者：体育・職場・地域等の団体・賛助会員・役員並びに個人

　　 （表彰者の選考方法）

選考委員：総務委員会（理事３名・学識若干名・事務局等若干名）

　　　　 　選考基準：申請に基づき、活動内容と功績等を総務委員会で審査

　　　　 　最終決定者：理事長

**５.スポーツ大会等の開催補助事業**

【趣　旨】

　　　　　　県内のスポーツ少年団活動やスポーツを通じた国際交流を支援し、県内駅伝大会、アマチュアゴルフ大会、県民体育大会・さわやかスポーツ・レクリェーション祭、郡市町体育大会を開催してスポーツの振興と競技力向上を図る。

【事業内容】

**（１）スポーツ少年団活動支援**

（内　　容）スポーツ少年団競技別交流大会補助金交付要綱に基づき、スポーツ少年団が参加する

　　　　　 　 県外の大会の参加料と旅費の一部を支給し、スポーツ少年団の活動を活性化する。

（対 象 者）スポーツ少年団

（周知方法） 各市町スポーツ少年団事務局よりスポーツ少年団登録加盟に連絡している。

（助 成 額）スポーツ少年団競技別交流大会補助金交付要綱に定める額

　　　　（助成の決定方法）スポーツ少年団競技別交流大会補助金交付要綱に定める額

**（２）スポーツ国際交流活動**

(内 容) スポーツを通じて、日韓交流・日独スポーツ少年団交流を行い、国際的な友好親善を深めスポーツの振興を図る。韓国及びドイツそれぞれに、競技別の選手団を毎年韓国・ドイツを交互に派遣又は受け入れをしている。日韓は隔年開催であり、日独は九州4県の持ち回りで各年3県が実施している。（3年実施し、1年休止）なお、韓国及びドイツへの選手団の派遣に当たっては渡航費の補助を行い、選手の受け入れに当たっては、ホームステイ先の確保や（「誰に対して」）県内での旅費実費の補助を行っている。

　　　　　(対 象 者) 日独：スポーツ少年団に登録している団員

　　　　　　　 日韓：競技団体に所属している選手

　 　(周知方法)・県内各市町スポーツ少年団事務局に実施の有無を打診し、決定している。

　　　　　　　　　 ・各競技団体に文書で実施の有無を確認している（日韓）

（派遣者の決定）・補助金等交付要綱により理事長が決定（日独）

　　　　　　　 ・日体協で実施競技団体の決定（日韓）

（助成内容）渡航費対象となった参加者の渡航費全額（日韓）

**（３）県民スポーツ振興活動**

　＜内容＞

**１）一般県民が参加するゴルフ選手権大会等の主催**

（内 容）一般県民及び本協会加盟団体がゴルフ競技を通じて、親睦や情報交換を図り併せてスポーツ振興の支援を目的とする。

（対 象 者）一般県民及び本協会加盟団体

（周知方法）競技団体へ文書で通知し一般県民へ周知する。

（参加者の決定方法）・申込者全員参加

（参 加 費）1,000円

（開催の概要）開催要項による。

　　　　**２）県民体育大会等やスポーツ教室**

（内 容） 県、市町、各種競技団体、市町体育協会等と共催するとともに、当該大会・教室等

に対して補助金、負担金を支給する。

　　　　　（対 象 者）大会参加者及び参加団体

　　　　　（補助の対象の選考方法）

選考委員会：生涯スポーツ委員会

　　　　　 　　委　　　員：本協会理事　　　　若干名

　　　　　　　 　　　　　　加盟団体　　　　　若干名

　　　　　　　 　　　　　　郡市町体育協会　　若干名

　　　　　　　 　　　　　　学識経験者　　　　若干名

　　　　　　　　　 　　　　事務局職員　　　　若干名

　　　 　　　選考基準：共催するスポーツ大会毎に補助金交付要綱（別添）を定めている。支給対象の大会とするかの判断は各大会の実行委員会などからの申請にき、競技内容、参加者、規模等を理事会で協議し審査する。

　　　　　 　　最終決定の方法：理事長が決定する。

　　　　**３）共催している主なスポーツ大会の概要**

　　　　　　**①アマチュアゴルフ選手権大会**

　　　　　　　目 的：県民に広くゴルフ競技を普及振興し県民の健康増進と体力向上を図りもて地域

スポーツの発展に寄与することを目的とする。

　　　　　　　開 催：年1回開催

　　　　　　　参 加 者：4,155人

　　　　　　　実施体制：本協会及び県ゴルフ協会等で佐賀県アマチュアゴルフ選手権大会実行委員会を組織し日程等を決定

　　　　 **②県民体育大会**（県、当協会）

　　　　　　　目 的：県民の間にスポーツを普及振興し、スポーツ精神の高揚を図り、明るく豊かな県民生活の進展に寄与する。

　　　　　　　開　　催：年1回開催

　　　　　　　競技種目：20競技34種別

　　　　　　　実施体制：実行委員会で日程等を決定

　　　　　　**③県さわやかスポーツ・レクリェーション祭**（実行委員会、当協会）

　　　　　　　目　　的：県民に全県的な規模のスポーツ・レクリエーションの場を提供することに

　　　　　　　　　　　　より、スポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起しもって本県

　　　　　　　　　　　　の生涯スポーツ振興と明るく生き生きした県民生活の一層の充実に寄与する。

 　　　　開　　催：年1回開催

　　　　　　　競技種目：25競技

　　　　　　　実施体制：実行委員会で日程等を決定

　　　　　　**④佐賀県スポーツ少年団大会**

　　　　　　　目　　的：スポーツ少年団が一堂に会し交流を図る。

　　　　　　　参加者数：10種目　1,300人

　　　　　　　開催期日：夏季休業中に行う。

　　　　　　　実施体制：当協会で日程等を決定し市町体協で参加申し込み等を行う。

　　　　　　**⑤佐賀県競技別（ミニバスケットボール）交流大会**

　　　　　　　目 的：ミニバスケットボールを通して団員相互の親睦を図る。

　　　　　　　参加者数：6チーム　150人

　　　　　　　開催期日：年３回（春1回・秋1回・冬1回）

　　　　　　　実施体制：当協会で日程等を決定し、部会で参加申し込み等の集計

　　　　　**⑥第３６回九州ブロックスポーツ少年団競技別交流大会（空手道）**

　　　　　　　目 的：九州各県の空手道スポーツ少年団の交流と親睦を図る。

　　　　　　　参加者数：九州8県32チーム　300人

　　　　　　　開催期日：夏季休業中

　　　　　　　実施体制：当協会で会場等を決定し、県空手道連盟が競技の運営等を行う

　　　　　　**⑦佐賀県スポーツ少年団交流駅伝大会（当協会）**

　　　　　　　目 的：駅伝を通して県内スポーツ少年団の親睦と交流を図る。

　　　　　　　参加者数：県内54チーム　320人（平成27年度）

　　　　　　　開催期日：平成29年2月19日(日)

　　　　　　　実施体制：当協会で日程及び会場の決定

【事業実施の財源】

　 　　　　　補助金・負担金・登録料・委託料・募金

（補助金の内容）

名　称：「各種競技大会開催費補助金」

目　的：佐賀県のスポーツ少年団活動の活性化を促進しスポーツを通じて団員相互の交流と親睦を深め、心身共に健康な少年の育成を図る。